

旅行条件は、パンフレットの内容、条件によるほか、別紙お渡しする最終日程表並びに当社主催旅行約款によります。

## ご旅行参加の皆様へ

(旅行条件抜粋)

旅行のお申込：

当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、下記の旅行代金を添えてお申込いただきます。

旅行代金（おひとり）

旅行代金 . . . . . 各ツアーの明記された旅行代金全額

旅行契約は当社が契約締結を承諾し旅行代金を受理したときに成立するものとします。

旅行代金に含まれるもの：

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）宿泊費、食事代及び消費税等諸税。

（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）

取消料：

お申込後、お客様の都合で旅行を取消しされる場合には旅行代金に対してお一人様につき下記のに明示した料率で取消料をいただきます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

21日目にあたる日以前の取消 . . . . . 無料

20日目にあたる日以降で10日目に当たる日までの取消 . . . . . 20%

9日目にあたる日以降で旅行開始日の前前日までの取消 . . . . . 30%

旅行開始日の前日の取消 . . . . . 40%

当日の取消 . . . . . 50%

旅行開始後の取消または無連絡不参加 . . . . . 100%

旅行日程 旅行代金の変更：

天災地変、運送、宿泊施設のサービス提供の中止など当社の関与し得ない事由で、また運送機関の運賃、料金の大幅な改訂により、旅行内容、旅行代金を変更する場合があります。なお、お客様の申し出により旅行内容の変更がある場合は別途所用費用をいただきます。また、運送、宿泊施設の利用人員により旅行代金が異なる場合、お客様の都合で利用人員が変更になったときは旅行代金を変更することがあります。

特別補償：

お客様が旅行中、生命、身体または荷物の上に被られた一定の損害については、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

当社の責任：

(1) 当社は当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは損害を賠償します。

(2) 当社は次の例示する事由で責任を負うものではありません。

天変地異、戦乱、暴動、運送、宿泊施設の事故、火災、遅延、不通による旅行内容の変更、短縮または中止

盗難、自由行動中の事故、疾病などのお客様の故意または過失によって生じた損害

官公署の命令、伝染病、食中毒など

旅程保証：

当社は別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合は旅行代金に一定の率を乗じた変更補償金をお支払いします。

その他事項については当社旅行約款、主催旅行条件書によります。

このご旅行条件書は、2013年4月1日を基準としております。

また、旅行代金は、2013年4月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃、適用規則を基準として算出しています。

主催：株式会社鳥海ツーリスト 秋田県知事登録旅行業第2-61号 全国旅行業協会保証社員  
〒015-0873 秋田県由利本荘市鶴沼28番地5